

2025年4月28日の評議員会において次期任期における理事が選任された。これを受け、予め代表理事（会長）を選定する。

現任期：2025年3月31日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時まで

次期任期：選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

代表理事（会長）

- 当法人を代表し、その業務を執行
（定款 第24条第3項、第26条第2項）

2025年4月28日の評議員会において次期任期における理事が選任された。これを受け、予め副会長、事務総長及び業務執行理事を選定する。

現 任 期：2025年3月31日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時まで

次期任期：選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

副会長

- 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときの評議員会の招集及び理事会の議長
(定款 第18条第3項、第24条第3項、第35条第2項)

事務総長

- 当法人の業務執行理事であり、事務局の長
(定款 第24条第3項、第40条第2項)

コンプライアンス担当理事

- コンプライアンス委員会に関すること

ガバナンス担当理事

- 第三者審査委員会に関すること

セーフガーディング担当理事

- セーフガーディングに関すること

広報・PR担当理事

- 財団の広報、発信に関すること

1 改正の概要

令和7年4月1日及び5月1日施行の東京都の契約制度（契約事務規則等）の改正を受けて、以下の契約関係の規定を改正

- ▶ 複数見積契約の基準額（33条）
- ▶ 特別契約（少額契約）の基準額（35条3号）

※ 現行規定の基準額は、東京都の契約事務規則等の基準額を準用

2 改正の内容

（1）複数見積契約の基準額の改正（33条）

契約の種類	予定価格	
	現行	改正後
工事・製造の請負	250万円以下	400万円以下
財産の買入れ	160万円以下	300万円以下
物件の借入れ	80万円以下	150万円以下
財産の売払い	50万円以下	100万円以下
上記以外（委託等）	100万円以下	200万円以下

（2）特別契約（少額契約）の基準額の改正（35条3号）

予定価格	
現行	改定後
50万円未満	100万円以下

3 施行日

理事会決議後、速やかに施行

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 財務規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第32条（現行のとおり）</p> <p>（複数見積契約）</p> <p>第 33 条 次の各号の一に該当するときは、競争入札によらず、複数見積により、契約を締結することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予定価格が <u>400</u> 万円以下の工事又は製造の請負 二 予定価格が <u>300</u> 万円以下の財産の買入れ 三 予定価格が <u>150</u> 万円以下の物件の借入れ 四 予定価格が <u>100</u> 万円以下の財産の売払い 五 予定価格が <u>200</u> 万円以下の前各号に掲げるもの以外のもの <p>第34条（現行のとおり）</p> <p>（特別契約）</p> <p>第 35 条 次の各号の一に該当するときは、競争入札、複数見積契約及びプロポーザル方式契約によらず、単数見積により契約を締結することができる。</p>	<p>第 1 条～第32条（略）</p> <p>（複数見積契約）</p> <p>第 33 条 次の各号の一に該当するときは、競争入札によらず、複数見積により、契約を締結することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予定価格が 250 万円以下の工事又は製造の請負 二 予定価格が 160 万円以下の財産の買入れ 三 予定価格が 80 万円以下の物件の借入れ 四 予定価格が 50 万円以下の財産の売払い 五 予定価格が 100 万円以下の前各号に掲げるもの以外のもの <p>第34条（略）</p> <p>（特別契約）</p> <p>第 35 条 次の各号の一に該当するときは、競争入札、複数見積契約及びプロポーザル方式契約によらず、単数見積により契約を締結することができる。</p>

- 一 緊急契約 緊急の必要により契約しなければならないとき。
- 二 独占契約 特許及び著作権等の関係により、契約の相手方が一人に限定される時。
- 三 少額契約 予定価格が 100万円以下 のとき。
- 四 特定契約 次に掲げるものの一に該当するとき。
 - イ 競争入札又は複数見積りに付することが不利又は不適切と認められる時。
 - ロ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがある時。
 - ハ 官公庁、公法人又は公益法人与契約するとき。
 - ニ 競争入札に付し入札者がいない時、又は再度の入札に付し落札者がいない時。
 - ホ 落札者が契約を締結しない時。
 - ヘ 前各号に掲げるもののほか、事務総長が特に必要と認めるとき。

第36条～第58条（現行のとおり）

附 則（令和5年7月4日）

1～2 （現行のとおり）

- 一 緊急契約 緊急の必要により契約しなければならないとき。
- 二 独占契約 特許及び著作権等の関係により、契約の相手方が一人に限定される時。
- 三 少額契約 予定価格が 50万円未満のとき。
- 四 特定契約 次に掲げるものの一に該当するとき。
 - イ 競争入札又は複数見積りに付することが不利又は不適切と認められる時。
 - ロ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがある時。
 - ハ 官公庁、公法人又は公益法人与契約するとき。
 - ニ 競争入札に付し入札者がいない時、又は再度の入札に付し落札者がいない時。
 - ホ 落札者が契約を締結しない時。
 - ヘ 前各号に掲げるもののほか、事務総長が特に必要と認めるとき。

第36条～第58条（略）

附 則

1～2 （略）

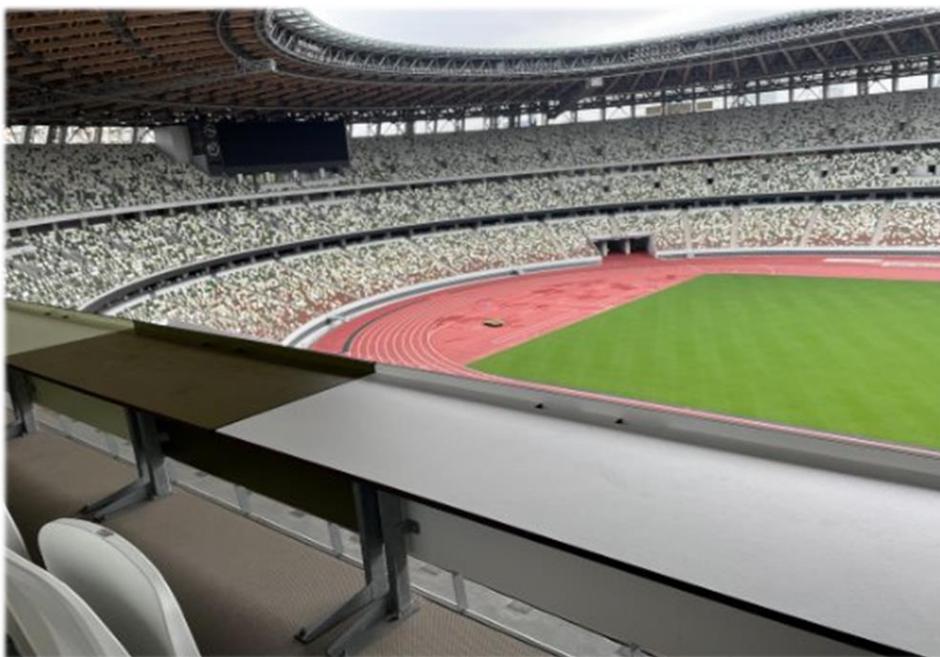
<p>附 則 (令和6年3月28日) 本規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和7年 月 日)</u> <u>本規程は、令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 本規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p>
--	---

- メディア席などの関係者用として予定していた座席を精査し、新たな座席（テーブル付ペアシート）を販売
- 下記について、World Athleticsからの承認を受け、6月20日から販売を開始予定

席種	セッション		価格/1テーブル
テーブル付 ペアシート	モーニングセッション		14,000円
	イブニングセッション	平日	28,000円
		土/日/祝	40,000円

- 概要：1テーブル（2席）単位で販売
- エリア：3層メインスタンド中央
- 販売時期：6月20日販売開始

【座席イメージ】



【参考：座席位置】

